

1 学校いじめ防止基本方針（具体的な対応）

校長		PTA , 関係機関等
いじめ防止対策委員会	教頭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について、全職員の理解を図る。 ○ いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取組を推進する。 ○ PTAや関係機関等との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。
	学級・教科担任	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての生徒に愛情をもって平等に接し、望ましい人間関係の確立に努め、自己存在感や自己有用感が感じられるように努める。 ○ 自分の学級にもいじめはあり得るとの認識で、生徒の日々の生活の中で、目配り・気配り・心配りに努める。 ○ いじめのサインを捉えたり、いじめが発生した場合は、他の職員との連携を図る。 ○ 生徒や保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも共感し、誠意をもって対応する。 ○ 分かる授業づくりと生徒が参加し、活躍できる授業の工夫を図る。
	学年部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ どの学級にもいじめはあり得るとの認識をもち、学年全体で生徒の様子を見守り、日常的に丁寧な観察と学年内のいじめの把握に努める。 ○ 学年部会等でいじめの情報を共有し、担任を中心に学年全体で問題解決に当たる。 ○ 学年内のいじめについて、校長・教頭・生徒指導部に報告する。また、他学年との連携を図る。 ○ 学年の指導方針について、保護者の理解を得るため、積極的に情報の収集や提供及び啓発に努める。
	生徒指導部	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止に関する措置を実効的に行う。 ○ 各学年の生徒の状況を把握し、いじめが発見された場合は、指導や支援の体制・対応方針の相談役としての役割を果たす。また、保護者との連携の中で担任のサポートに努める。 ○ 校長・教頭に、いじめに関する幅広い情報を提供し、率先して問題解決に当たる。 ○ 学校・家庭・地域一体となった指導を進めるため、関係機関等との連携を積極的に進める。
	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「心の居場所」づくりに努め、気付きにくい生徒の様々な実態把握に努める。 ○ 来室した生徒の心情を十分に受け止め、信頼され、安心できる保健室の雰囲気づくりに努める。 ○ 解決に向けて有効な対策を講じることができるよう、把握したいじめの情報を担任や生徒指導部、校長、教頭に伝える。 ○ 家庭との連携を密にして、問題の解決が図られるように、関係の職員と十分な連携を図る。 ○ 保健室へ傷・けがなどの治療に来た際は、原因を確実に把握する。ケースに応じていじめの可能性を考える。
	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめが発生したり、いじめのサインを捉えたりした場合は、担任や関係機関等との連携を図り、組織で対応する。 ○ 生徒や保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意をもって対応する。 ○ 常日頃から、あいさつや言葉をかけたり、休み時間とともに過ごしたりするなど、可能な限り生徒と積極的に触れ合うようにする。 ○ 常日頃から保護者との信頼関係づくりに努める。

「いじめを認知した担任等は、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭等や同僚に相談し、学校としての対応策等を事前に構築して、それぞれの立場で子どもや保護者に対応していくことを前提とする。決して一人で問題等を抱え込まない。」（「いじめ対策必携」県教委H23 改訂版）